

議案第8号

富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
富津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことに伴い、関係する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例の一部を改正する条例

富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第1項に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でない
と市長が認めたもの

第12条第3号を次のように改める。

(3) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。